

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年 9月 4日 から 令和 7年 9月17日 歯科]

令和 7年 9月18日作成 1 頁

医 療 機 関 番 号	医 療 機 関 名 称	医 療 機 関 所 在 地	病床数	受 理 内 容
031,021,7	ルピア歯科医院	〒419-0123 田方郡函南町間宮 6 4 3 番地 1		歯科技工加算 1 及び 2 (歯技工) 第293号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
040,053,9	伊東中央歯科医院	〒414-0003 伊東市中央町 9－1		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X) 第2284号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
041,002,5	医療法人社団青歯会 ちやいるど歯科医院	〒414-0021 伊東市松原本町 1 6－1 6		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X) 第2192号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
060,080,7	平川歯科医院	〒411-0045 三島市萩 3 2 0－4 7		C A D / C A M 冠及び C A D / C A M イシレー (歯 C A D) 第614号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
060,165,6	桜ヶ丘歯科口腔外科ク リニック	〒411-0801 三島市谷田 5 2 3－7		歯科治療時医療管理料 (医管) 第1183号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日 精密触覚機能検査 (精密触覚) 第19号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
070,004,5	もり歯科クリニック	〒410-2407 伊豆市柏久保 5 2 3－1 0		在宅患者訪問診療料 (Ⅰ) の注13 (在宅患者訪問診療料 (Ⅱ) の注6 の規定により準用する場合 を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注20 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算 (在宅 D X) 第159号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
120,023,5	勝又歯科医院	〒412-0021 御殿場市二枚橋 6 4 の 2		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X) 第2176号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
210,113,5	みやはら歯科医院	〒418-0005 富士宮市宮原 3 7 7－1		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X) 第2281号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
210,126,7	M I Y A H A R A D E N T A L C L I N I C	〒418-0005 富士宮市宮原 1 6 6－1		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X) 第2282号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
230,232,9	このはな歯科	〒417-0811 富士市江尾 1 5 5－1		有床義歯咀嚼機能検査ⅠのⅠ及び咀嚼能力検査 (咀嚼能力) 第326号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
421,041,3	医療法人社団 S P D T いぬい歯科医院	〒424-0008 静岡市清水区押切 9 3 9 －1 5		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 1 (歯外在ベⅡ 1) 第47号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
421,061,1	かがやき歯科クリニッ ク	〒420-0838 静岡市葵区相生町 1 5 番 3 号		初診料 (歯科) の注Ⅰに掲げる基準 (歯初診) 第111195号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日 歯科外来診療感染対策加算 1 (外感染 1) 第1455号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
510,045,6	増井歯科医院	〒425-0052 焼津市田尻 3 3 0 番地		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) (歯外在ベⅠ) 第705号 算定開始年月日：令和 7年 9月 1日
620,056,0	近藤歯科医院	〒436-0027 掛川市久保 2 丁目 1 6 番 1 4 号		医療 D X 推進体制整備加算 (医療 D X) 第1391号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年 9月 4日 から 令和 7年 9月17日 歯科]

令和 7年 9月18日作成 2 頁

医 療 機 関 番 号	医 療 機 関 名 称	医 療 機 関 所 在 地	病床数	受 理 内 容
720,113,8	河合歯科医院	〒435-0045 浜松市中央区細島町 8 - 9		光学印象 （光印象）第292号 C A D / C A M冠及びC A D / C A Mインレー （歯C A D）第997号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
720,177,3	助信すぎやま歯科クリニク	〒430-0903 浜松市中央区助信町 2 3 - 2 0		医療D X推進体制整備加算 （医療D X）第2280号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日
721,013,9	医療法人社団京進会 きらら歯科クリニック	〒433-8111 浜松市中央区葵西 3 - 7 - 1		歯科訪問診療料の注15に規定する基準 （歯訪問）第1458号 算定開始年月日：令和 7年10月 1日